

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

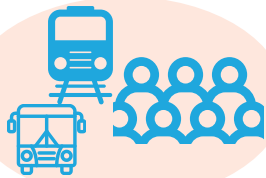
周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを
訪問する時

通勤ラッシュ時など
混雑した電車・バス
に乗車する時



ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患など



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

作成：令和5年2月10日



高齢者が狙われています

介護施設の入居権を譲ってほしいという
詐欺電話にご注意！

【相談概要】

実在するドラッグストアを名乗る業者から電話で「あなたは来年、市内に新設する介護施設の入居権が当選した。入居権をほしがっている人がいるので譲ってほしい」と言われ承諾した。その後、弁護士を名乗る人物から「入居権を譲ったことは罪になり、財産を取り上げられてしまう。あなたの銀行口座が凍結されないよう手続きをするので、預金額、通帳の口座番号、カードの暗証番号、マイナンバーカードの番号を教えてください」と言われた。居合わせた家族が異変に気づき、電話を替わり電話を切ってくれた。

【アドバイス】

実在する企業名を名乗り、老人ホームや介護施設の入居権を譲ってほしいと持ちかけ、言葉巧みにお金を振り込ませる詐欺の電話です。相手にせずすぐに電話を切ってください。

不審に思ったり困ったりした場合は、すぐに警察やお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

茨城県消費生活センター
☎ 029-225-6445
平日 9:00～17:00
日曜 9:00～16:00 (電話のみ)

潮来市消費生活センター
☎ 0299-62-2138
平日 9:30～16:30
(祝日・年末年始除く)



★：相談発生地域